

表2 諸外国における教科書制度の概要

(令和2年3月の(財)教科書研究センター調査研究報告等に基づき教科書課作成)

国名		教科書制度							
		初等教育教科書				中等教育教科書			
		発行・検定				発行・検定			
		発行者		検定	認定	発行者		検定	認定
		国	民間			国	民間		
ヨーロッパ・アメリカ諸国	1. イギリス		○				○		
	2. ドイツ		○	○ ⁽¹⁾			○	○ ⁽¹⁾	
	3. フランス		○				○		
	4. ロシア連邦		○	○			○	○	
	5. スウェーデン		○				○		
	6. フィンランド		○				○		
	7. ノルウェー		○ ⁽²⁾				○ ⁽²⁾		
	8. アメリカ合衆国		○ ⁽³⁾				○ ⁽³⁾		
	9. カナダ		○		○		○		○
アジア・太平洋諸国	1. 中国	○ ⁽⁴⁾	○ ⁽⁴⁾	○ ⁽⁴⁾		○ ⁽⁴⁾	○ ⁽⁴⁾	○ ⁽⁴⁾	
	2. 韓国	○ ⁽⁵⁾	○ ⁽⁵⁾	○ ⁽⁵⁾	○ ⁽⁵⁾		○ ⁽⁵⁾	○ ⁽⁵⁾	○ ⁽⁵⁾
	3. タイ	○	○	○		○	○	○	
	4. マレーシア	○				○ ⁽⁶⁾	○	○	
	5. シンガポール		○ ⁽⁷⁾	○			○ ⁽⁷⁾	○ ⁽⁸⁾	
	6. インドネシア	○	○	○		○	○	○	
	7. オーストラリア		○				○		
	8. ニュージーランド		○				○		
日本			○ ⁽⁹⁾	○			○ ⁽⁹⁾	○	

- (1) 州により、検定の対象となる教科・学校段階や程度（検定か認可か）が異なる。
- (2) 検定制度は2000年に廃止され、自由発行制となった。
- (3) 自由発行制であり、州及び学区ごとに教科書として想定される図書からカリキュラム等に沿った図書を採択する。
- (4) 1986年に制定された義務教育法を発端として、現在は検定・国定併用制である。国語、歴史、道徳と法治の3教科については国が定めた一つの課程基準に基づく事実上の国定制、その他の教科については複数の課程基準に基づく検定制が適用されている。
- (5) 教育部が各学年及び各教科の国定、検定、認定の別を定める。2019年現在、初等教育段階の国語（韓国語）、社会、道徳、生活、数学、科学において国定教科書が用いられている。（2022年度以降順次、第3学年から第6学年の数学、社会、科学についても検定制への転換が予定されている。）
- (6) 国語、イスラーム教育、道徳、歴史、アラビア語の教科書
- (7) 民族語、社会、歴史などの教科書は教育省が執筆しており、実質的には国定。
- (8) 後期中等教育においては検定制度はない。
- (9) 検定教科書の発行が見込まれない種目についてのみ、文部科学省著作教科書が発行される。